

蔵王町  
次世代育成支援行動計画  
(後期)  
概要版



人に優しい・自然に優しい、みんなで創るまち  
憧れのまち、**蔵王**をめざして。

*We aim at town "ZAO" to long for.*



平成22年3月

宮城県蔵王町

## 目 次

### 第1章 次世代育成支援行動計画の策定にあたって

- 1．計画策定の主旨 ..... 1
- 2．第四次蔵王町長期総合計画 蔵王町の将来像..... 2

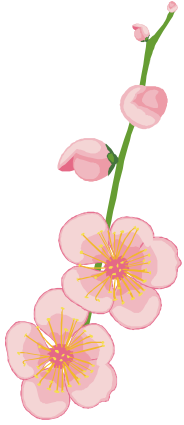
### 第2章 次世代育成支援基本計画

- 計画の基本理念や施策等の体系図..... 4
- 計画で推進する施策及び事業
- 1．地域における子育て支援..... 5
- 2．母性並びに乳児及び幼児の健康確保及び増進..... 9
- 3．子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備..... 1 2
- 4．子育てを支援する生活環境の整備
- 子ども等の安全の確保..... 1 4
- 5．職業生活と家庭生活の両立の促進..... 1 6
- 6．要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進..... 1 6

### 第3章 保育サービスの目標量

- 国指定14事業の目標値..... 1 8

- 資料 事業施設一覧..... 2 0



## 第1章 次世代育成支援行動計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

わが国は次世代育成支援を推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が10年間（前期および後期）に集中的かつ計画的な取組にまい進することとし、行動計画を策定し対策の推進を図ってきました。また一方では、「少子化社会対策基本法」に基づき、「子ども・子育て応援プラン」を踏まえさまざまな対策が実施されてきました。

ところが、平成17年には総人口が減少に転じ、出生数が百六万人及び合計特殊出生率が1.26と、過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行がみられました。また、平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、2055年にあっても合計特殊出生率（人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数）は1.26と示されました。

一方、結婚や子ども数に対する国民の希望の調査結果（社会保障審議会H19）によると、未婚者の9割はいずれ結婚したいと考えており、また既婚者及び結婚希望のある未婚者の希望子ども数の平均は男性女性とも2人以上となっています。

このように、現在の急速な少子化の進行は、決して国民が望んだものではないと考えられます。

この国民の結婚や出産・子育てに対する希望と現実の乖離に着目し、この乖離を生み出している要因が整理されました。

その要因とは、結婚では、経済的基盤、雇用・キャリアの将来の見通しや安定性、出産では、子育てしながら就業継続できる見通し、仕事と生活の調和の確保の度合い、特に第2子以降では夫婦間の家事・育児の分担度合い、育児不安の度合い、特に第3子以降では、教育費の負担感などがあげられています。

以上のような動向を踏まえ、平成19年12月、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ライフワークバランス）」の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされています。

このうち「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」については、「国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすと共に、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指しています。

実現するための役割として、「企業と働く者」については「協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む」とし、「国・地方公共団体」においては、「国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策への積極的な取組、地域の実情に応じた展開」となっています。

このような情勢の中、蔵王町も次世代育成支援行動計画の後期分として、平成22年度から26年度まで5年間のものを策定いたしました。

計画策定にあたりましては、父母その他の保護者の方が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、家庭その他の場において子育ての意義について

の理解が深められ、喜びを感じながら子育てに関れるようさまざまな支援をしていくことを計画の理念としました。

この計画によって、次代を担う子どもと子育て家庭を支援する環境を整備し、あらゆる分野における施策の充実を図ってまいりますので、みなさまのなお一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

## 2. 第四次蔵王町長期総合計画 「蔵王町の将来像」

### 1 健やかなまちづくり

本格的な少子高齢化のなかで、子育て支援など、子どもを安心して産み育てられる環境や、高齢者や障害のある人も健康で生きがいを持って安心して暮らすことができるよう、共に支え合う心づくりに取り組みます。また、町民一人ひとりが、それぞれの年齢や生活の場面に応じて、自主的に健康づくりに取り組むことができるよう、保健・医療・福祉が連携し、みんなが心も体も健康で元気に暮らすことができる、健やかなまちづくりをめざします。

### 2 学び楽しむまちづくり

町の未来を担う子どもたちの育成に取り組みます。そのためには、学校と家庭及び地域の特色を生かした個性ある教育を推進し、創造性を育むとともに、お互いに助け合い、協力し合う人間性豊かな人づくり取り組みます。また、年齢や職業を超えたあらゆる人々が、スポーツ・レクリエーション、地域の伝統・文化など生涯にわたって学習し、心豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習の充実に取り組みます。子どもから高齢者までみんなが、蔵王町に生まれ、育ち、暮らすことに誇りを持ち、生き生きと暮らせるよう、人づくりを重視した学び楽しむまちづくりをめざします。

### 3 美しい快適なまちづくり

緑あふれる森林とそこから生まれる清らかな水、すばらしい景観など豊かな自然や穏やかな風土は、蔵王町の貴重な資源です。町民にとってかけがえのない財産を町民が主体となって保全し、未来にわたって守り磨いていくとともに、環境に配慮した取り組みを進め、美しい自然に恵まれた快適な空間の創造に取り組みます。町外から訪れた人も美しいと感じることができる生活環境の整備を進め、住みたい、訪れたい、にぎわいのあるまちづくりをめざし、ここに暮らすみんなが、国定公園の名に相応しい環境と誇りを胸にして、美しい快適なまちづくりをめざします。

### 4 活気あるまちづくり

町には、付加価値の高い農業と、蔵王山麓の温泉を中心にした観光産業や、工業団地を中心に多様な産業とこれを支えてきた多彩な地域資源があります。町内の各産業や地域資源を組み合わせた新たな産業振興の取り組みや、多彩な地域資源の組合せを活用しながら、企業誘致や交流人口の創出に取り組みます。将来にわたり産業の発展と雇用の確保を図り、町民が経済的に潤い、みんなが元気になる、活気あるまちづくりをめざします。

## 5 共に創るまちづくり

将来にわたって、住む人にやさしく、安全で安心なまちを実現するために、防災・防犯をはじめ、地域福祉、教育、自然環境保全などあらゆる面で、より効果的な行政運営となるよう、町民、企業、自治組織やボランティア団体等と行政が、まちづくりの様々な課題を、分かち合いながらまちづくりに取り組みます。このため情報の提供や、町民と行政の協働を進めるための仕組みを整備するとともに、行政自身の効率化を進め、町民がまちづくりに積極的に参加し、行政と町民、みんなが一緒に、共に創るまちづくりをめざします。

## 第2章 基本計画

次世代育成支援後期行動計画の基本理念や施策等の体系図



## 計画で推進する施策及び事業

### 1 地域における子育ての支援

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 地域における子育て支援のネットワークづくり
- (4) 児童の健全育成の取組の推進
- (5) 地域の高齢者が参画した世代間交流の推進
- (6) 子育てにかかる経済的な負担に対する支援



#### 1 - (1) 地域における子育て支援サービスの充実

事業名	事業内容とこれからの目標	主体
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭に対し、助産師及び保健師による家庭訪問(新生児訪問時)を実施し、身体や精神面での相談を受ける等、母性及び乳児の健康保持及び増進を図ります。	保健福祉課
養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要である家庭に訪問し、安定した児童の養育が可能となるよう支援します。	保健福祉課
ざおう子育てサポート事業	子育て家庭における子どもの一時預かりや育児に関する相談などを行うことにより、地域の中で安心して子育てができる環境を整えます。協力会員と依頼会員による相互援助事業です。 預かる子ども：生後3ヶ月の乳児から小学校6年生 預かる時間：8時から18時までの必要な時間 (その他の時間は相談によります。) 料金：一人1時間500円	保健福祉課
子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	子育てについての相談、子育て広場の育成支援、子育てについての情報提供、子育て支援講習会の開催等を、他機関との連携を図りながら継続して実施します。 常設の親子が集えるひろばの設置を検討し整え、地域の親子が気軽に集いうち解けた雰囲気の中で語り合える交流の場を提供していきます。	保健福祉課
子育て広場事業	5地区の児童館において子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流を図る子育て広場の充実に向けて支援します。	児童館

## 1 - ( 2 ) 保育サービスの充実

事業名	事業内容とこれからの目標	主体
通常保育事業	<p>保護者が働いている、あるいは病気にかかっているなどにより、家庭で保育することができないなど保育に欠ける児童の保育所入所を実施し、家庭や地域社会と連携をとりながら児童の健全な心身の発達を図ります。</p> <p>宮保育所と永野保育所2か所において、4月1日現在で6ヶ月児から、5歳児まで入所しています。</p> <p>開所時間：7時30分から18時 保育時間：8時30分から16時30分</p>	保育所
延長保育事業	<p>保育所開所時間は、平成21年度現在で7時30分から18時まで実施しています。</p> <p>18時以降の延長保育を住民ニーズと子どもの状況を考慮した上で検討し平成24年実施を目標に対応していきます。</p>	保育所
休日保育 夜間保育 病児・病後児保育	<p>休日、夜間、病児・病後児保育は実施を予定していません。</p> <p>休日、病児・病後児保育が必要な場合は、「ざおう子育てサポート事業」の充実により対応し支援していきます。</p>	保育所
幼稚園における預かり保育	<p>統合する幼稚園において、幼稚園の教育課程に係る教育時間の終了後に、教育活動を実施していきます。</p>	幼稚園
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	<p>児童館において、保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校1～3年生の児童に対して、生活の場や遊びを提供し、その健全な育成を図ります。</p> <p>小学校区ごとにある5か所の児童館において実施します。</p>	児童館

## 1 - ( 3 ) 地域における子育て支援のネットワークづくり

事業名	事業内容とこれからの目標	主体
ネットワークづくり	<p>子育て支援に関する施策を実施している関係機関や子育て支援に関わっている団体等が情報提供や収集ができる機会をつくり、子育て支援に結びつける体制づくりに努めます。</p>	保健福祉課
子育て支援の啓発活動	<p>地域全体で子育てする意識啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域組織活動連絡協議会(母親クラブ)</li> <li>・子ども会育成会連合会</li> </ul>	保健福祉課
子育て情報の提供	<p>地域の中の子育てについての情報を収集し、子育て家庭が気軽に幅広い情報を入手できるような体制づくりに努めます。</p>	保健福祉課

### 1 - ( 4 ) 児童の健全育成の取組の推進

事業名	事業内容とこれからの目標	主体
児童健全育成事業	児童館において、健全な遊びを通して児童の心身の成長、育成を支援します。母親クラブや子ども会育成会などの地域活動を支援し、地域全体で子育てすることの啓発を推進します。	児童館
地域組織活動 (母親クラブ) 育成事業	地域における親子及び世代間交流、文化活動、児童養育に関する検収活動、児童の事故防止活動等、児童福祉の向上に寄与する活動を展開する地域組織活動の促進を図ります。児童館を拠点に5つの母親クラブが活動を推進しています。	児童館
子ども会育成 会事業	子ども会インリーダーとしての集団生活のルールやマナー、助け合いの精神を学びます。 子ども会を指導するジュニアリーダー、成人指導者の知識、技術の習得を図り、子ども会活動の支援を促進します。 インリーダー合宿研修会    ジュニアリーダー研修会	生涯学習課

### 1 - ( 5 ) 地域の高齢者が参画した世代間交流の推進

事業名	事業内容とこれからの目標	主体
世代間交流活動	子育て支援に関する施策を実施している関係機関や子育て支援に関わっている団体等で地域の高齢者が参画する活動を展開し、地域に伝わる伝承遊びや伝統行事、ものづくり、野菜作り等の体験や会食を通じて交流を図ります。	保育所、幼稚園、学校、児童館、生涯学習課

## 1 - ( 6 ) 子育てにかかる経済的な負担に対する支援

事業名	事業内容とこれからの目標	主体
子ども手当給付事業	子育て家庭の経済的支援をすることにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健全育成および資質の向上に資することを目的に、中学校3年生終了前の子どもを養育する者に対して手当を支給します。 平成22年度：月額13,000円	保健福祉課
児童扶養手当給付事業	父または、母と生計を同じくしていない子どもを育てる家庭の生活安定と自立促進を目的に手当を支給します。	保健福祉課
特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある20歳未満の児童の福祉向上を目的に手当を支給します。	保健福祉課
要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して援助をして、就学の環境を整えます。 学用品及び通学用品費・新入学児童生徒学用品・学校給食費等	教育総務課
乳幼児紙おむつ券事業 町単独事業	本町で出生した乳児を養育している家族に、紙おむつ購入券を交付し、経済的負担の軽減を図ります。4,000円券12枚（出生届と4ヶ月健診時に6枚ずつ）。平成24年度まで。	保健福祉課
すこやか子育て支援事業 町単独事業	保護者に対し助成金を支給して子どもの出生を祝福し、児童の健全なる育成と、地域の活性化を促すことを目的に継続して実施します。 3ヶ月以上町内に住所を有し、定住を前提にする保護者が第3子以降の子を出生した場合は10万円を支給します。 平成22年度から平成25年度における助成金の特例として、第3子以降の子を出生した保護者が、町内に住所を有している時に出生した子の人数が3人以上であるときは50万円、2人であるときは30万円を支給します。	保健福祉課
あったか支援事業 町単独事業	父もしくは母がいない児童及びこれに準ずる事情にある児童について、支援金（年額5万円）を支給し、児童の健全な育成と福祉の向上を図ります。 児童とは、12歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子で、蔵王町内に引き続き1年以上居住している者です。	保健福祉課

## 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- (1) 子どもや母親の健康確保
- (2) 「食育」の推進
- (3) 思春期対策の充実
- (4) 小児医療の充実



### 2 - (1) 子どもや母親の健康確保

事業名	事業内容とこれからの目標	主体
母子健康手帳 交付	妊娠期より、保健師等の相談機関を知ってもらい安心して 出産・育児ができるよう、また健康管理に努められるよう、 母子健康手帳を交付し相談を受け必要な支援をします。 毎週月曜日	保健福祉課
妊婦一般健康 診査 (医療機関委託)	妊婦健診のうち5回(平成20年度)までの公費助成より、 14回の助成に拡大し、妊婦期の健康管理に努め、安全に出 産できることを目的に支援します。平成22年度まで。 助成券 初回 18,000円 12～35週：6,000円×9回 36～39週：8,000円×4回	保健福祉課
新生児訪問事 業	生後28日未満の新生児家庭を訪問し、養育上必要な事項 を指導し、適切な保育を促します。 また、産婦においては、産後の身体的、精神的健康管理を図 るとともに安心した気持ちで育児ができるよう支援します。 実施率100%を目指します。	保健福祉課
乳児健康診査 (医療機関委託)	2ヶ月児と8ヶ月児の健康診査無料受診券を交付し、医療 機関において乳児の疾病等の早期発見を行い、乳児の健康の 保持及び増進を図ります。	保健福祉課
4ヶ月児健康 診査	身体発育、精神・運動機能発達について健診し、疾病等の 早期発見し、発育、栄養、生活、育児について適切な指導を 行い、幼児の健康の保持及び増進を図ります。年8回	保健福祉課
1歳6ヶ月児 健康診査	身体発育、精神発達について健診し、疾病等の早期発見、 適切な指導を行い幼児の健康の保持及び増進を図ります。年 6回	保健福祉課
2歳6ヶ月児 歯科健康診査	主に歯および口腔内疾病の早期発見、早期治療を促すとと もに生活習慣の自立、幼児の栄養、育児に関する指導を行い、 幼児の健康の保持及び増進を図ります。年6回	保健福祉課

3歳6ヶ月児健康診査	幼児期の身体発育、精神発達について健診し、疾病等の早期発見、適切な指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ります。年6回	保健福祉課
妊婦・乳幼児健康診査	来所者の希望に応じて、身体計測、個別相談（発達、栄養、育児、予防接種、歯磨きなど）その他遊び場・情報交換の場を提供し子育て支援を行います。毎月1回	保健福祉課
幼児健診フォローアップ教室	各種健診・相談等において発達の経過観察が必要な幼児や、育児不安を抱える保護者等を対象として、親子遊びや個別相談を行い支援していきます。	保健福祉課

## 2 - ( 2 ) 「食育」の推進

事業名	事業内容とこれからの目標	主体
食育推進事業	<p>「蔵王町食育推進計画」(平成22年度から29年度)に基づき、蔵王町の豊かな自然を生かし、子どもから大人まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事作り等の体験活動等を、家庭や学校、地域、関係機関が連携し取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蔵王の食や健康に関する正しい知識、望ましい食習慣を身につけ健康な食生活を実践できる。</li> <li>・家族や仲間と一緒に食事や料理を楽しみ、人とのつながりを深める。</li> <li>・食の安全のための知識を身につけ、食材を選び食べる。</li> <li>・地元の食材を使った食文化を学び伝える。</li> <li>・心身の健康と、豊かな人間性、自然への感謝の気持ちを育む。</li> </ul> <p>スローガン： 「30(ざおう)日は、蔵王ごはん、家族団らん」</p>	保健福祉課

2 - ( 3 ) 思春期対策の充実

事業名	事業内容とこれからの目標	主体
思春期保健対策	地域における「生」に関する学習会等により、正しい知識の普及に努めます。	保健福祉課

2 - ( 4 ) 小児医療の充実

事業名	事業内容とこれからの目標	主体
子ども医療費助成事業 未就学児については、県1/2補助事業。 就学児については、町単独事業。	子どもの医療費の自己負担分を助成することにより、子どもの適切な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援します。 乳児から小学6年生まで：出生から12歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの。	町民税務課

### 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 次代の親の育成・家庭や地域の教育力の向上
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (3) 子どもをとりまく有害環境対策の推進

#### 3 - (1) 次代の親の育成・家庭や地域の教育力の向上

事業名	事業内容とこれからの目標	主体
中高生と乳幼児のふれあい体験	中高生と乳幼児のふれあい体験の充実を図り、「生」に関して学習し子育ての意義や大切さを理解できるよう支援します。	保健福祉課
地域・家庭と学校との連携協力による学校の活性化	学校評議委員の設置：地域社会からの支援・協力を得て、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進し、地域社会と一体となって、学校がかかえる教育課題に対処していきます。	教育総務課
幼稚園教育プログラムの策定	幼稚園児同士のふれあいを重視し、楽しみ共感しあう体験を推進します。心身の調和と発達段階に応じた社会性と基本的な生活習慣を身につけさせます。家庭や地域、幼稚園、保育所、児童館、小学校等の連携と充実強化に努めます。	教育総務課
教育講演会	家庭教育力の向上を図るため家庭や親の役割について考える講演会を企画・実施します。 (母親クラブ、PTA、子ども会育成会、町教育委員会、青少年育成推進指導員と共催)	生涯学習課
親子による交流・自然体験学習の開催	人や自然とのふれあいを通して、人との交流や自然体験の楽しさを知り、命や自然への関心を深め、ゆたかな感性を身につけることを目的に、一般町民(対象者)の意見を参考としながら企画・開催していきます。	生涯学習課
公民館事業	教育、学術、文化に関し、親子で楽しめる事業を企画・開催し、教養の向上、健康の増進、豊かな情操を培う機会の充実を図ります。	生涯学習課

### 3 - ( 2 ) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

事業名	事業内容とこれからの目標	主体
学力向上サポートプログラム事業	学力向上に取り組む学校を指定し、県の指導主事等によって構成するチームが継続的、個別的に直接支援すると共に、その成果及び学校改善事例を普及し、教員の指導力の向上と児童生徒の学力向上を図っていきます。	教育総務課
家庭学習の手引き作成	小・中学生に家庭学習の手引きを作成して配布し、家庭での学習の充実を図ります。	教育総務課
学校支援地域本部事業	学習ボランティアの活用による家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。	生涯学習課
小中学校生徒指導対策	生徒指導問題対策会議を開き、いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の問題行動への対処について考え支援していきます。	教育総務課
教育相談員の配置	教育委員会に教育相談員を配置し、各中学校のスクールカウンセラーと連携のもと、よりきめ細やかな指導体制を整えていきます。	教育総務課
情報教育の推進	各少・中学校にパソコン教室と校内LANを整備し、教育に活用することで情報教育の充実を図ります。	教育総務課

### 3 - ( 3 ) 子どもをとりまく有害環境対策の推進

事業名	事業内容とこれからの目標	主体
有害情報やいじめに対する環境対策事業	生徒指導の中で、インターネット上の有害情報やいじめに関するあり方を指導します。スクールカウンセラーにより、生徒、教諭、保護者の相談に応じ、支援していきます。 PTAの会合や講演会や会報等で保護者向けに情報提供や防止に向けた啓発を継続して実施します。	教育総務課
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	スクールガードリーダーを配置し、地域ぐるみのスクールガード組織の拡充、登下校の安全指導、施設の巡視、安全・防災指導のさらなる拡充を図ります。	教育総務課
こども110番の家	住民の協力を得て、通学路沿線の民家に「こども110番の家」ののぼり旗を設置し、防犯意識の啓蒙及び犯罪の防止を図ります。	教育総務課



#### 4 子育てを支援する生活環境の整備



##### 子ども等の安全の確保

- (1) 良質な住宅の確保
- (2) 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進  
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進



#### 4 - (1) 良質な住宅の確保

事業名	事業内容とこれからの目標	主体
町営住宅入居予定者の決定の特例	町営住宅の入居申込者のうち20歳未満の子を扶養する寡婦その他の規則で定める者で速やかに町営住宅に入居することを必要としているものについて、優先的に入居予定者として決定することができる制度を継続して実施します。	建設課

#### 4 - (2) 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	事業内容とこれからの目標	主体
交通安全教育の推進	定期健診時に幼児及び保護者に対して、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底など、交通安全の呼びかけと啓発リーフレットの配付を行い、交通安全意識の高揚に努めます。	総務課
	幼稚園及び小学校ごとに、警察駐在所員や交通指導隊員の協力を得て、「正しい道路通行や自転車の乗り方」等の交通安全教室を開催します。(各園・小学校年1回以上開催)	総務課
交通安全広報の推進	道路交通のマナーアップ向上のために、年間を通して広報車による呼びかけを行うほか、交通安全運動時に広報紙等に記事を掲載し、交通事故防止に努めます。	総務課

交通安全物品の配付	交通安全推進団体と共同で、幼稚園・保育園等の新入園児及び小学校入学児童に交通安全物品の配付を行います。 新入園児 黄色い防止、リーフレット 新入児童 黄色い防止、ランドセルカバー、リーフレット	総務課
交通安全施設等の整備	児童・生徒の通学路等の安全点検を、実施して、ガードレールやカーブミラー等の整備を図ります。	総務課
「子ども110番の家」等緊急避難所の設置促進	「子ども110番の家」を地域の通学路付近に依頼し、のぼり旗を設置。緊急避難所を知らせると共に、不審者ガードの効果をもたせる取組を継続して行います。	教育総務課
防犯用品の配付	小学校入学児童に防犯ブザー及びランドセルステッカー等の防犯用品の配付を行い、登下校時の安全確保に努めます。	総務課
防犯パトロールの実施	子どもの安全を守るため、防犯協会、PTA等の協力を得て、登下校時及び長期休業中のパトロールを実施します。 平成18年度より「スクールガードリーダー」を各学校に配置し、登下校の立会い、学校内外の巡回及び報告やアドバイス、防犯教室等の講師として啓発活動を継続して実施します。	総務課 教育総務課
防犯広報の推進	自主防犯及び地域ぐるみの防犯に関する啓発チラシ等を全戸配付し、防犯に対する家ごと、地域ごとの連帯意識の高揚に努めます。	総務課
防犯灯の設置及び管理	夜間の通行の安全確保と犯罪防止のため、行政区等の支援を受け、防犯灯の設置及び維持管理を図ります。	総務課
警察と学校等の関係機関とのファックスネットワーク等の構築	不審者情報等は警察から教育総務課に入り、その情報を関係機関に知らせるシステムをとって、今後も正確で迅速な情報提供に努めます。	教育総務課

## 5 職業生活と家庭生活の両立の促進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

事業名	事業内容とこれからの目標	主体
広報誌等による啓発活動	男性を含めた働き方の見直しや育児休業の取得等を図るための広報・啓発等の推進をしていきます。 仕事と子育ての両立支援のための体制の整備や、男性の育児参加を図っていきます。	保健福祉課

## 6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 母子家庭等の自立支援の推進
- (3) 障害児施策の充実



### 6 - (1) 児童虐待防止対策の充実

事業名	事業内容とこれからの目標	主体
要保護児童対策事業 (蔵王町要保護児童対策地域協議会)	子どもの健やかな成長を願い、各関係機関の連携のもと、虐待予防並びに虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護、啓発活動に向けた地域での取り組みを推進します。虐待等に関する研修会への参加や、開催により早期発見や支援の視点を高めて取り組みます。 関係機関と連携し、母子保健事業や乳児全戸訪問事業、養育支援訪問事業の推進で児童虐待の予防、早期発見、支援を図っていきます。	保健福祉課

## 6 (2) 母子家庭等の自立支援の推進

事業名	事業内容とこれからの目標	主体
母子・父子家庭 医療費助成事業	母子・父子家庭及び父母のいない18歳までの子どもの家庭の親と子に対して医療費助成を行い、適切な受診機会の確保及び経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援します。	町民税務課
あったか支援 事業	父もしくは母がいない児童及びこれに準ずる事情にある児童について、支援金（年額5万円）を支給し、児童の健全な育成と福祉の向上を図ります。 児童とは、12歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子で、蔵王町内に引き続き1年以上居住している者です。 ほか個別に相談に応じて支援していきます。	保健福祉課

## 6 (3) 障がい児施策の充実

事業名	事業内容とこれからの目標	主体
児童デイサービス	心身に障がいがある子どもに対して、小集団の中での遊びを通し、子ども自身のもつ成長の可能性を引き出し、日常生活の基本動作の習得や集団生活に適応するための適切な指導や訓練のサービスを提供します。むつみ学園	保健福祉課
日中一時支援 事業	障がい者の居場所と家族への休息を支援するため、在宅障がい者等とその家族を対象に障がい者等を日中一時的に預かり、障害児とその家族の生活を支援します。陽光園	保健福祉課
障がい児保育 事業	保育所・幼稚園において、心身に軽度の障がい等を有する子どもを一般の子どもとともに集団の中で保育します。	保健福祉課 教育総務課

### 第3章 保育サービスの目標量 国指定特定14事業

14 事業名	内 容	平成21年度 現 在	平成22~ 26年度
1. 通常保育事業	平日、保護者の就労等により保育に欠ける児童を保育所等で預かる事業	実 施 2 か所 141人	実 施 2 か所 148人
2. 延長保育事業	通常保育の時間帯の前後に延長して児童を預かる事業	未実施	24年度 実 施 を 目 標 に 検 討
3. 夜間保育事業	夜間、保護者の就労等により保育に欠ける児童を預かる事業	/	/
4. 子育て短期支援事業 トワイライトステイ	保護者の就労等の理由によって帰宅が夜間にわたる場合や、休日の勤務等の場合に児童を預かるもので宿泊も可能な事業	/	/
5. 休日保育事業	保護者の就労の多様化に対応するため、日曜、祝日を含めた年間を通じて開所し、保育に欠ける児童を預かる事業	未実施	未 定
6. 放課後児童健全育成 事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館等において適切な遊びと生活の場を与えその健全な育成を図る事業	5 か所 登 録 児 童 数:101人	5 か所 登 録 児 童 数:110人
7. 一時預かり事業 病後時保育、派遣型	保育所へ通所中の児童が病気の「回復期」にあり、集団保育の困難な期間、その児童を保育所、病院等に付設された専用スペースで、又は派遣された保育士等が児童を自宅等において一時的に預かる事業	未実施	未 定
8. 一時預かり事業 病後時保育、施設型			
9. 子育て短期支援事業 ショートステイ	保護者の疾病、就労あるいは社会的事由、育児疲れ等により育児や養育が一時的に困難になった家庭の児童または、緊急一時的に保護を必要とする母子等を短期間(原則7日間)児童養護施設等で預かる事業	/	/

14 事業名	内 容	平成 2 1 度現在	平成 2 2~ 2 6 年度
10 . 一時保育事業	<p>就労形態の多様化に対応する一時保育や、専業主婦家庭等の緊急時の保育に対応する事業</p> <p>就労形態等により家庭での保育が断続的に困難な場合</p> <p>保護者の病気、入院、その他私的事由により緊急一時的に保育が必要になった場合</p> <p>私的な事由やその他の事由により一時的に保育が必要になった場合</p>		
11 . 特定保育事業	<p>保護者の就労形態の多様化に伴う、児童保育の需要変化に対応するため、週 2 , 3 日程度又は午前か午後のみが必要に応じて柔軟に利用できる事業で、一時保育が緊急的な対応に対し、1 週間のうち何日か一定の時間帯または期間保育に欠ける状態への対応</p>		
12 . ファミリーサポートセンター事業	<p>地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となった、組織による事業</p>	<p>ざおう子育てサポート事業で対応</p>	<p>ざおう子育てサポート事業を拡充</p>
13 . 地域子育て支援センター事業	<p>子育て家庭の支援を目的に、子育て親子の交流の場の提供とその交流の促進</p> <p>子育て等に関する相談・援助の実施</p> <p>地域の子育て関連情報の提供</p> <p>子育て及び子育て支援に関する講習等の実施</p>	<p>実施 1 か所</p>	<p>実施 1 か所</p> <p>2 4 年度を目標にひろば型に拡充</p>
14 . つどいの広場事業	<p>子育て中の親子が気軽に集い、相談、交流できる場「つどいの広場」を設置し、子育てに関する精神的な不安や悩みを軽減するもの</p> <p>週 3 日、一日 5 時間以上開設</p>		

## 事業施設一覧

課 名	主 な 事 業 名	連 絡 先	住 所
保健福祉課	保育所保育事業 (入所、保育料関係)	3 3 - 2 0 0 3	大字円田字愛宕前 3 3
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 代表：永野児童館	3 3 - 2 0 1 0	大字円田字東上 3
	子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	3 3 - 2 1 2 2	大字円田字愛宕前 3 3
	乳幼児健診事業	3 3 - 2 0 0 3	大字円田字愛宕前 3 3
	児童手当		
	児童扶養手当		
	特別児童扶養手当		
町民税務課	乳幼児・児童医療費助成	3 3 - 3 0 0 1	大字円田字西浦北 1 0
教育総務課	幼稚園保育事業	3 3 - 3 0 0 8	大字円田字西浦北 1 0
	小中学校		
生涯学習課	社会教育	3 3 - 2 0 1 8	大字円田字西浦 5
総 務 課	防犯対策・ 交通安全推進事業	3 3 - 2 2 1 1	大字円田字西浦北 1 0
建 設 課	住宅管理事業	3 3 - 2 2 1 4	大字円田字西浦北 1 0

保育所・幼稚園・児童館・学校

平成22年3月現在

施設名	連絡先 市外局番 0224	住所
永野保育所	33 - 3053	大字円田字天王下1 - 1
宮保育所	22 - 8380	宮字明神前55
永野幼稚園	33 - 3579	塩沢字上野29 - 23
円田幼稚園	33 - 2955	円田字堀の内50
平沢幼稚園	33 - 4177	平沢字上の台27
宮幼稚園	32 - 2130	宮字馬場66 - 1
遠刈田幼稚園	34 - 4257	遠刈田温泉字遠刈田北山21 - 1
永野児童館	33 - 2010	大字円田字東上3
円田児童館	33 - 2037	大字円田字堀の内10 - 1
平沢児童館	33 - 2006	平沢字上の台27
宮児童館	32 - 2004	宮字明神前60
遠刈田児童館	34 - 2204	遠刈田温泉小妻坂山21 - 5
永野小学校	33 - 2014	円田字北浦16
円田小学校	33 - 2036	円田字堀の内28
平沢小学校	33 - 2024	平沢字台屋敷62
宮小学校	32 - 2004	宮字井戸井33
遠刈田小学校	34 - 2104	遠刈田温泉字小妻坂山25
円田中学校	33 - 2028	平沢字伊原沢下23
宮中学校	32 - 2304	宮字馬飼16
遠刈田中学校	34 - 2203	遠刈田温泉字小妻坂山16

蔵王町保健福祉課

〒989 - 0892

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字愛宕前33

TEL : 0224 - 33 - 2003

FAX : 0224 - 33 - 2988

E-mail : hofuku@town.zao.miyagi.jp